

碧南市地域まちづくり組織の設置に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、碧南市協働のまちづくりに関する基本条例（平成25年碧南市条例第5号。以下「条例」という。）第22条第1項に規定する地域まちづくり組織の設置について必要な事項を定め、碧南市における協働のまちづくりの推進を図ることを目的とする。

(地域まちづくり組織)

第2条 地域まちづくり組織は、碧南市立小学校の通学区域を定める規則（平成3年教育委員会規則第4号）で規定する市立小学校の通学区域（市長が認める場合はこの限りではない。以下「地域」という。）において、市民が当該地域の自治を包括的に推進するために設置する組織で、次に掲げる要件を満たすものをいう。

- (1) 総会での選出、委員の互選又はそれらに準じた手法により、役員が選出されていること。
- (2) 地域にある町内会等（碧南市連絡委員に関する規則（平成2年碧南市規則第23号）別表の町内会等をいう。以下「町内会等」という。）の代表者が、地域まちづくり組織の運営に協力すること。
- (3) 代表者及び役員に、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、同条第6号に規定する暴力団員及びそれらの利益となる活動等を行う者を含まないこと。
- (4) 次のアからクまでに掲げる事項に関する規約を有すること。
 - ア 名称及び事務所又は活動拠点の所在地に関すること。
 - イ 活動の区域に関すること。
 - ウ 目的及び目的を達成するための事業に関すること。
 - エ 役員の選出方法、任期等、組織の構成に関すること。
 - オ 総会、その他の会議に関すること。
 - カ 会計処理、年度及び報告並びに財産管理に関すること。
 - キ 予算、決算、事業計画、事業報告等の情報の公開に関すること。
 - ク その他、地域まちづくり組織の運営について必要な事項に関すること。

(地域まちづくり組織の構成員)

第3条 地域まちづくり組織は、次のものを構成員とする。

- (1) その地域に居住し、通勤し、又は通学する個人
- (2) その地域において活動若しくは事業（以下「活動等」という。）を行う個人又は法人その他の団体で、当該地域まちづくり組織が認めたもの
（地域まちづくり組織の事業）

第4条 地域まちづくり組織は、地域の課題解決のための理念、基本方針及び地域の将来あるべき姿をとりまとめた計画を定め、当該計画に基づき次に掲げる事業を行うことができる。

- (1) 防犯、防災及び交通安全に関すること。
- (2) 健康及び福祉の増進に関すること。
- (3) 環境の保全及び改善に関すること。
- (4) 子ども及び青少年の健全育成に関すること。
- (5) 地域資源の有効活用及び創出に関すること。
- (6) コミュニティビジネス等、地域経営に関すること。
- (7) 地域課題の解決、地域振興及び住民交流に関すること。
- (8) その他、地域まちづくり組織が特に必要と認めること。

（活動の制限）

第5条 地域まちづくり組織は、次に掲げる活動等をしてはならない。

- (1) 営利を目的とする活動等（前条第6号に規定するものは除く。）
- (2) 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを目的とする活動等
- (3) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを目的とする活動等
- (4) 特定の公職（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第3条に規定する公職をいう。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする活動等
- (5) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがある活動等

（地域まちづくり組織の設置等）

第6条 地域まちづくり組織を設置する場合においては、その代表者は、地域まちづくり組織設置承認申請書（様式第1号）（以下「設置承認申請書」という。）を市長に提出しなければならない。

2 前項の設置承認申請書には、設立総会議事録、規約、役員名簿、事業計画書及び収支

予算書を添付しなければならない。

- 3 設置承認申請書の内容、規約及び役員に変更が生じた場合においては、その代表者は、速やかに地域まちづくり組織変更申請書（様式第2号）に必要な書類を添付し、市長に提出しなければならない。
- 4 市長は、前2項の届出があったときは、その内容を審査し、適正と認めた場合は、地域まちづくり組織設置（変更）承認書（様式第3号）を交付するものとする。

（財政支援及び参入機会の確保）

第7条 行政は、地域まちづくり組織の自立性を損なわない範囲で、活動に必要な財政支援を行うことができる。

- 2 行政は、条例第20条の規定に基づき、地域まちづくり組織に市政への参入機会を与えるよう努めるものとする。

（事業報告書等）

第8条 地域まちづくり組織は、事業年度の最終日以後30日以内に前事業年度の事業報告書、決算報告書及び決算監査報告書（以下「事業報告書等」という。）を作成しなければならない。

（情報公開等）

第9条 地域まちづくり組織は、前条の事業報告書等のほか、活動に関する全ての書類を事務所に備え、積極的な情報公開に努めるものとする。

（地域まちづくり組織の解散）

第10条 地域まちづくり組織は、次の場合に解散する。

- (1) 代表者が地域まちづくり組織解散届出書（様式第4号）を市長に提出し、市長がそれを承認したとき
 - (2) 市長が、その活動が地域まちづくり組織として相応しくないと認めたとき
- 2 地域まちづくり組織を解散した時は、解散した日の属する月の翌々月末日までに解散した日の属する年度の事業報告書等を市長に提出しなければならない。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

様式第 1 号（第 6 条関係）

地域まちづくり組織設置承認申請書

年 月 日

碧南市長 様

地域まちづくり組織名

代表者氏名

地域まちづくり組織を設置したので、碧南市地域まちづくり組織の設置に関する要綱第 6 条第 1 項の規定に基づき申請します。

記

1 名称

2 事務所の所在地

住所：碧南市

3 代表者の氏名及び住所

氏名：

住所：碧南市

4 添付書類

(1) 設立総会議事録の写し

(2) 規約

(3) 役員名簿

(4) 事業計画書及び収支予算書

様式第2号（第6条関係）

地域まちづくり組織変更申請書

年 月 日

碧南市長 様

地域まちづくり組織名

代表者氏名

地域まちづくり組織について、下記のとおり変更したので碧南市地域まちづくり組織の設置に関する要綱第6条第3項の規定に基づき申請します。

記

1 変更の内容

2 変更の理由

3 添付書類

様式第 3 号（第 6 条関係）

地域まちづくり組織設置（変更）承認書

年 月 日

地域まちづくり組織名

代表者氏名

碧南市長

年 月 日付けで申請のありました地域まちづくり組織設置（変更）申請書は、審査の結果、適正であると認めましたのでこれを承認します。

1 地域まちづくり組織の名称

2 設置（変更）年月日

3 留意事項

- （1）事業年度の最終日以後 30 日以内に前事業年度の事業報告書、決算報告書及び決算監査報告書を作成すること。
- （2）事業報告書等のほか、活動に関する全ての書類を事務所に備え、積極的な情報公開に努めること。
- （3）申請書の内容に変更が生じた場合、速やかにその旨を届け出ること。

様式第4号（第10条関係）

地域まちづくり組織解散届出書

年 月 日

碧南市長 様

地域まちづくり組織名

代表者氏名

地域まちづくり組織を解散したいので、碧南市地域まちづくり組織の設置に関する要綱第10条第1号の規定に基づき届け出ます。

記

1 解散年月日

2 解散の理由

（留意事項）

解散した日の属する月の翌々月末日までに解散した日の属する事業年度の事業報告書等を作成すること。